

令和4年度 包括外部監査の結果報告書の要約

(群馬県包括外部監査人)

第1 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について

(2) 監査の対象期間

原則として、令和3年度（必要に応じて他の年度についても対象とする）。

3. テーマを選定した理由及び監査の視点

本県の出生数は昭和48年の第2次ベビーブームのピーク以降、一貫して減少傾向にあり、令和3年は11,236人（昭和48年の32,507人に比べると約65%の減少）と過去最少となっている。少子化に至る背景の一つとして、核家族化、地域のつながりの希薄化など子どもを育てる環境が大きく変化しており、家庭での親子だけの空間・時間が多くなるなど孤立化が進み、精神的不安が増大していることがある。少子化の進行は人口減少や人口構造の変化により、生産活動や社会保障など社会全体にも影響を及ぼすため、現在の子育て世代のさらなる環境改善は喫緊の課題であると考えられる。

このような認識の下、群馬県においては少子化対策、青少年の健全育成、子育て支援、子どもの貧困対策等、子どもを巡る課題に対応した各計画に基づき、出生数の減少に歯止めをかけるため、家族形成支援や子育て支援、仕事と子育ての両立支援等に力を注いできた。

子どもを巡る課題は複雑に絡み合っているため、これまで個別に対応してきた「子ども・若者への支援」「大人（家族）への支援」「困難な状況に応じた支援」を一つに束ね、「社会全体」で包み支え、一体的・効果的な課題解決を図るとともに、新たな課題にも各施策を連動させながら対応させるべく、新たな県の計画として「ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020」が令和2年3月に策定された。

子ども及び子育ての問題並びに上記計画は県民にとって非常に身近な内容であるとともに、現代の子どもを巡る課題は多様であることから、その実態等を把握し必要な課題に必要な予算が使用されているかを検討する必要があると考える。また、計画に伴う各施策が有効に機能することにより、子どもを育てやすい環境を作ることが将来の県民増加につながることも予想される（少子化の進行に歯止め）。さらには、他の自治体（都道府県）などの施策を取り入れることでより良い子育て環境にできる可能性があると考えたため「子育て支援施策に係る財務事務の執行及び事業の管理について」を監査テーマとした。

監査では、実施されている各事業がぐんま子ども・若者未来ビジョン2020における各数値目標の達成に向け進められているかを中心として検証する。また、子育て支援施策の中の委託・補助事業において公平性や効率性が損なわれていないか、さらにはデジタル技術の活用等により業務の効率化が図られているか等を検証する。

4. 主な監査手続

- (1) 子育て支援施策所管所属からの概況聴取
- (2) その他関係所属から概況聴取
- (3) 関係資料の閲覧・吟味・分析・ヒアリング等
- (4) 児童相談所等の現場往査（関係帳簿等の閲覧・ヒアリング等）

5. 監査の実施期間

令和4年7月28日から令和5年3月24日まで

6. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 児島 宏和

(2) 補助者

公認会計士 田中（北原）陽子

公認会計士 塚原 督成

公認会計士 南雲 拓也

公認会計士 立見 嘉章

弁護士 村越 芳美

7. 利害関係

群馬県と包括外部監査人及び補助者との間には、法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

8. その他

(1) この報告書は、法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」として報告するものであるが、「意見」として掲げられている事項は、同法第 252 条の 38 第 2 項に規定される「監査の結果に関する報告に添える意見」として提出するものである。

本報告書における「指摘事項」と「意見」の区分の方法は、以下のとおりである。「指摘事項」は、主として法令や規則等に違反しているか、又は著しく適切さを欠くと判断されたものであり、県に是正・改善が必要と認められた事項とする。これに対し、「意見」は、不当とまでは判断しないが、改善が望まれるとされたものであり、県に是正・改善について検討を求める事項とする。

(2) 上記意見は、各所属に対しての改善意見であるが、項目によっては県全体で取り組んでもらいたい事項もあることを付言しておく。

第2 監査対象とした事業等について

ぐんま子ども・若者未来ビジョン 2020 は県として「子ども分野」における最上位計画と位置付けており、少子化対策、子育て支援、青少年健全育成、児童福祉、母子保健等を所管する関係部局が一体となって施策を推進するものである。

よってその計画及び具体的な施策は以下のとおり、全庁横断的、かつ、相当数に及ぶため、今回の包括外部監査では以下の点を考慮して対象範囲を絞っている。

- 子育て支援施策に対してもっとも利用者に近い部局はどこか
- 子育て支援施策として施策数の多い部局はどこか
- 横断的に子育て支援施策を手掛けている部局はどこか
- 対象範囲を絞ることで監査資源（工数等）をより有効活用するにはどの部局の施策を監査するのが良いか

基本方針		施策総数 (事業数)	所管部局	各施策数 (事業数)
I 子ども・若者が「自分らしく生きる土台」をつくる				
基本目標				
1	子どもの健康と発達を支援する	38	健康福祉部 生活こども部 教育委員会 警察本部	19 9 8 2
2	自立に向けた基礎をつくる	45	生活こども部 教育委員会 地域創生部 環境森林部 地域創生部 スポーツ局 警察本部 健康福祉部 知事戦略部	15 11 10 4 2 1 1 1
3	社会的自立を促進する	18	生活こども部 教育委員会 産業経済部 総務部 健康福祉部	7 5 3 2 1
II 大人（家族）を支える				
基本目標				
1	家族形成を支援する	27	生活こども部 教育委員会 健康福祉部	16 8 3
2	子育ての不安や負担を解消する	65	生活こども部 教育委員会 県土整備部 産業経済部 健康福祉部	27 11 11 10 6
III 困難な状況を把握し子ども・若者やその家族を支える				
基本目標				
1	虐待・被害を根絶する	45	生活こども部	32

				警察本部	11
				教育委員会	2
	2	貧困の連鎖を断ち、誰でも希望をかなえられる社会をつくる	38	生活こども部	20
				健康福祉部	10
				教育委員会	6
				産業経済部	2
	3	いじめ・不登校・高校中退者・ひきこもり・ニート等を支援する	23	教育委員会	14
				生活こども部	5
				警察本部	2
				健康福祉部	1
				産業経済部	1
	4	様々な状況に応じて子どもの育ちと若者の自立を支援する	63	健康福祉部	25
				生活こども部	18
				教育委員会	14
				警察本部	3
				産業経済部	2
				地域創生部	1
IV 社会全体で子ども・若者の育ちや自立を支える					
基本目標					
	1	支え手・担い手をつくる	14	生活こども部	10
				教育委員会	2
				健康福祉部	1
				知事戦略部	1
	2	子ども・若者とその家族に温かい社会をつくる	11	生活こども部	10
				教育委員会	1
合計			387	生活こども部	169
				教育委員会	82
				健康福祉部	67
				警察本部	19
				産業経済部	18
				その他	32

上記表からわかるように「生活こども部」が主体となって実施されている事業（施策）が【ぐんま子ども・若者未来ビジョン2020】で具体化されている事業（施策）の大半を占め（4割を超える）、かつ、各基本計画に対しても横断的に展開されている。

よって、生活こども部の事業を今回の包括外部監査の対象とすることが最も効果的、かつ、効率的であると考えた。

以上より、「令和3年度当初予算 予算附属説明書」から、今回の監査テーマに該当する事業を選定し、監査手続を実施した。

① 令和3年度 生活こども費に関する事業

(単位：千円)

番号	事業名	所属	担当係	予算額
1	総合的な少子化対策推進	生活こども課	少子化対策係	47,575
2	児童福祉施設指導監査	生活こども課	児童施設監査係	309
3	私立教育振興（私立学校教育振興費補助）	私学・子育て支援課	私学振興係	5,749,725

4	私立教育振興（私立学校教育振興費補助を除く）	私学・子育て支援課	私学振興係	4,632,612
5	児童手当	私学・子育て支援課	子育て支援係	4,256,272
6	子ども・子育て支援	私学・子育て支援課	子育て支援係	2,765,428
7	児童会館運営	私学・子育て支援課	子育て支援係	150,802
8	子どもの貧困対策推進	私学・子育て支援課	子育て支援係	22,893
9	保育施設支援	私学・子育て支援課	保育係	12,457,631
10	保育事業振興	私学・子育て支援課	保育係	608,752
11	保育資質向上	私学・子育て支援課	保育係	72,910
12	児童養護施設等対策	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	3,453,555
13	家庭児童福祉推進	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	75,895
14	児童相談・一時保護	児童福祉・青少年課	家庭福祉係	215,617
15	母子保健対策	児童福祉・青少年課	母子保健係	65,277
16	女性の健康支援	児童福祉・青少年課	母子保健係	659,914
17	母子家庭等自立促進対策	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	62,059
18	児童扶養手当支給	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	867,501
19	青少年育成推進	児童福祉・青少年課	青少年育成係	24,824
20	青少年保護指導	児童福祉・青少年課	青少年育成係	5,057
21	ぐんま学園運営	ぐんま学園	総務企画係	112,235

② 特別会計に関する事業

特別会計に計上されている事業のうち以下を監査対象として選定した。

番号	事業名	所属	担当係	予算額
22	母子父子寡婦福祉資金貸付金	児童福祉・青少年課	ひとり親家庭支援係	278,847

③ 監査対象とした児童相談所

また、【14 児童相談・一時保護事業】を所管する県内の全児童相談所（中央児童相談所の支所である北部支所を除く3箇所）についても往査を実施した。

番号	事業所名
23	中央児童相談所
24	東部児童相談所
25	西部児童相談所

④ その他

【7 児童会館運営事業】における指定管理者である、「公益財団法人群馬県児童健全育成事業団」及び【21 ぐんま学園運営事業】では同学園に対しても該当施設往査時にヒアリングを実施した。

第3 監査結果及び意見

各事業に関する監査結果及び意見の状況は次のとおりである。

【監査結果及び意見の件数一覧】

番号	事業名	監査結果 (指摘事項)	意見	計
個別の事業に関する監査結果及び意見				
1	総合的な少子化対策推進		1	1
2	児童福祉施設指導監査			0
3	私立学校教育振興 (私立学校教育振興費補助)			0
4	私立学校教育振興 (私立学校教育振興費補助を除く)			0
5	児童手当			0
6	子ども・子育て支援			0
7	児童会館運営		7	7
8	子どもの貧困対策推進		1	1
9	保育施設支援			0
10	保育事業振興			0
11	保育資質向上		2	2
12	児童養護施設等対策		1	1
13	家庭児童福祉推進		3	3
14	児童相談・一時保護		1	1
15	母子保健対策	1	1	2
16	女性の健康支援			0
17	母子家庭等自立促進対策		3	3
18	児童扶養手当支給		2	2
19	青少年育成推進			0
20	青少年保護指導			0
21	ぐんま学園運営		1	1
22	母子父子寡婦福祉資金貸付金		2	2
23	中央児童相談所		5	5
24	東部児童相談所		5	5
25	西部児童相談所	1	2	3
計		2	37	39

■ 個別の事業に関する監査結果及び意見

(1) 少子化対策の認知について (意見1)

県において、各種の少子化対策事業が行われているが、それぞれの事業が十分に認知されていない現状がある。

県民が各施策をどの程度利用しているのか現状把握を行うため定期的にアンケート等を行う必要があると考える。

(2) 指定管理の一体化について (意見2)

ぐんまこどもの国児童会館の存在する群馬県立金山総合公園は県土整備部の所管である。他方、同公園の敷地内にあるぐんまこどもの国児童会館は生活こども部の所管であり、それぞれが別々に指定管理者を選定している。

一体として指定管理者を選定する場合と、従来どおり別々に指定管理者を選定する場合の費用について検討し、総額として指定管理料が少なくなる方法を考慮されたい。

(3) 利用料収入について（意見3）

他県と比較して利用料収入が少ないため、指定管理料を少額に抑えるためにも、利用料収入を増やす施策を検討されたい。

(4) 混雑時の対策について（意見4）

土日祝日には施設が入館定員に達することで待ち時間が発生することや、スペースシアターの上映についても利用定員の関係で見られないことがある。

混雑が予想される日は事前予約制にする、混雑予想を開示する、現在の混雑状況を開示するなど、利用者に対して有用な情報を提供し、待ち時間等が極力少なくなるように検討することが望ましい。

(5) スペースシアターの投影回数と番組について（意見5）

スペースシアターの投影回数は、本来、土日祝日等は6回のところ、現在は4回となっており、人気プログラムは利用定員の関係で見られない場合もある。

入館定員数も緩和してきている昨今においては、投影回数を元に戻し、人気プログラムを1日に2回投影するなど、利用者のニーズに合ったサービスを提供することが望ましい。

(6) スペースシアターでの上映番組の検討について（意見6）

スペースシアターでの上映プログラム（番組）は、1番組200万円から400万円と高額であるにも関わらず、その検討過程が明確にされていない。番組を決定すると、その番組の放映権を有している業者と随意契約を結んでいることから、上映番組の決定には、費用対効果を十分に検討すべきであり、その議論の過程を残す必要がある。

(7) 人員配置について（意見7）

現在、平日と土日祝日で出勤している職員数は変わらないが、土日祝日の個人客の入館者数は平日の約10倍であることから、入館者数に応じて、職員の出勤体制を見直すことが望ましい。

(8) 修繕費の負担について（意見8）

県と指定管理者との間で締結されている基本協定書では原則として50万円を超える修繕等は県の費用負担にて工事が行われる。しかしながら、令和3年度に50万円を超える修繕等が2件行われたがいずれも県の負担ではなく指定管理者の負担にて工事等が行われている。指定管理者の指定の申請を行う際は、大規模な修繕等は県が負担することを前提に、各種計画を策定しているはずである。

そうであるにもかかわらず、早急性等のみを理由に指定管理者の負担で小規模ではない修繕を行うことは指定管理料の適切性に疑義を抱かれる懸念があるとともに所有者はあくまで県といった指定管理制度の趣旨に反すると考えられる。

指定管理者によって50万円を超える修繕依頼等があった場合には当該案件についてより慎重に協議するとともに、指定管理者負担とした場合には第三者から見ても納得感のある理由等を記載した協議結果を残すようにすべきである。

(9) 子どもの居場所づくり応援事業補助金の交付要綱について（意見9）

補助事業は、概ね月1回以上定期的に実施することとされており、かつ、1年以上継続して事業を実施する見込みがあることと定めているが、実際には1回のみ実施した事業者に対しても満額補助金を交付しており、翌年度の実績報告書の提出は求めている。

交付決定を行った日の属する会計年度の翌年度以降も補助事業者の活動状況を確認できるように交付要綱を変更するとともに、事業者の都合等により実施回数が少ない場合や、事業の継続が確認できない場合は、一部の補助金の返還を求めるよう運用を見直すべきである。

(10) 委託事業の公募型プロポーザルによる募集について (意見 10)

委託事業の内容に最も適した業者の選定ができるよう複数の業者が公募型プロポーザルへ参加することを働きかけていくことが望まれる。

(11) 保育士修学資金貸付等事業費における貸付原資残額について (意見 11)

保育士修学資金貸付等事業費の貸付原資残額について、群馬県保育士修学資金貸付等事業実績報告書の提出による報告のみでなく、預金残高確認書等の証憑の提出を依頼し、保有状況の確認を行うことが望まれる。

(12) 群馬県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用促進について (意見 12)

群馬県では、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の利用者が、近郊3県と比較して少ない。より積極的に周知啓発活動を行い、制度の利用促進に努めるべきである。

(13) 成果指標の見直しについて (意見 13)

事業の成果指標として掲げられている4項目のうち、2項目(市町村子ども家庭支援拠点の設置件数、児童虐待死亡件数)は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能、かつ、公表可能な項目を成果指標とすべきである。

(14) 「群馬県要保護児童対策地域協議会」の開催について (意見 14)

「群馬県要保護児童対策地域協議会」を令和3年度は1回開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。

しかし、令和3年度においてはWebによる会議も浸透していたことから、Webにより会議を実施し、要保護児童及び要支援児童等の現状把握等を行うべきであったと考える。

(15) 「群馬県児童虐待防止医療ネットワーク事業」の実績報告書の提出期限について (意見 15)

事業期間は令和3年4月1日～令和4年3月31日であるが、前橋赤十字病院長は群馬県知事に対し、実施した委託業務に関する実績報告書を令和4年3月31日までに提出するものとされている。

事業の実施期間の後、実績報告書の提出期限までには時間的猶予がないことから、年度末の事業が適切に実施できるよう、事業委託先と適宜調整しながら進めるべきである。

(16) 成果指標について (意見 16)

事業の成果指標として掲げられている児童虐待死亡件数は群馬県ではコントロールできないため、コントロール可能な項目を成果指標とすべきである。

(17) 契約書の作成について (指摘 1)

契約書原本を作成する際には、契約の重要な事項を、後から簡単に修正可能な鉛筆書きで記載することは、避けるべきである。

仮に、契約金額等を記入し忘れて空欄のまま作成してしまった場合には、鉛筆書きで補充するのではなく、改めて疑義の生じない形式の契約書を作り直すようにすべきである。

(18) 謝金と交通費の区別について (意見 17)

交通費の金額を実態に合わせる形に見直すか、あるいは名目上交通費として支給されているものではあっても、実質的には報酬として支払われているものについては報酬として取り扱うよう、委託先への働きかけを徹底すべきである。

(19) 県内で実施されている子どもの学習支援の一覧の作成について (意見 18)

県内で実施されている学習支援の一覧表について、より一層の周知を図るべきである。

また、今後、現在は掲載されていないひとり親家庭に対する学習支援も含めて掲載するなど、一覧表の内容の充実も図るべきである。

(20) 見積り合せの実施について (意見 19)

当該事業においては、4つの委託事業が実施されているが、これらの委託契約は全て一者随意契約で締結されており、かつ、委託先は全て同一の団体である。

全ての委託事業について、同一の団体への委託を長期間継続する必要性と相当性があるかどうかについては慎重な検討が必要であるところ、今後の委託先の選定にあたっては、少なくとも数年に一回程度は例えば見積り合せの実施を検討する等の対応をすべきである。

(21) 前金払の実施の必要性について (意見 20)

委託事業について、事業終了に先立って委託費の一部を前金払する場合には、当該事業の必要経費や委託先の財務状況等を確認の上、その必要性を精査すべきである。

(22) 各種申請・届出手続の電子化について (意見 21)

児童扶養手当の各種申請・届出手続については、すでに県が主導して一部手続の電子化が導入されているところではあるが、今後も、国の動向を踏まえつつ、県が主体的に県内町村における手続の電子化をより一層推進していくべきである。

(23) 委託契約締結における見積り合わせの実施について (意見 22)

専門性のあるシステムの運用・作成等を委託する場合であっても、長年にわたって同一の業者との間で一者随意契約を行うことは控え、数年に一回程度は適切な指名人を複数確保し、少なくとも見積り合わせ等を実施した上での契約締結を検討すべきである。

(24) 人員体制について (意見 23)

児童自立支援施設において、入所者が安心安全な生活を送るための良好な生活環境の体制整備のため、人員体制の強化(増員)が望まれる。

(25) 時効期間満了後の債権管理について (意見 24)

消滅時効期間満了後の債権について、債権回収業者に回収業務を委託する場合には債務者等当事者の事情を詳しく確認し、業者に委託して回収業務を行うことが適切かどうかを判断する体制を整えるべきである。また、消滅時効期間が大幅に経過している債権については、福祉的観点や費用対効果の観点から、必要に応じて、不納欠損処理を適切に検討すべきである。

(26) 債権回収業者に委託する未収金債権の選定について (意見 25)

外部の債権回収業者に債権回収業務を委託する債権の選定にあたっては、各保健福祉事務所が県の定めるいずれの選定基準に基づき、どのような理由で選定したのかを県の担当課において確認できる仕組みを作るべきである。また、選定の統一性を図るため、県が把握した各保健福祉事務所の選定理由等を、県内各地の保健福祉事務所にフィードバックすべきである。

(27) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について (意見 26)

法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について、令和4年度より経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在7名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末(令和5年3月31日時点)では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年で基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(28) 一時保護所の定員超過について (意見 27)

男児棟、女児棟、幼児棟すべてにおいて平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。

定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪化など別の問題も発生する可能性もある。

中央児童相談所の定員増加を含む拡張を図ることが望まれるが、それと同時に中核市への一時保護所併設の児童相談所設置（開設）の働きかけや、児童養護施設等への一時保護委託、一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(29) 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について（意見 28）

宿直補助員としての会計年度任用職員は学生を含め多数登録（30名程度）されているものの実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると人員不足により正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どもへのケア不足にも及ぶ可能性もある。

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に入るようするため、時間給単価の引き上げを行うべきである。

(30) 宿直補助員の最低賃金について（意見 29）

宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。

このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。

(31) 職員の休暇取得状況について（意見 30）

労働基準法第39条第7項では年休5日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の25%が年次有給休暇の取得が5日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第39条7項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

具体的には、宿直補助員が採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

(32) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について（意見 31）

法令上で求められている児童福祉司配置基準上の必要人数について令和4年度では経過措置が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。現在4名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことであるが、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年で基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。

(33) 一時保護所の定員超過について（意見 32）

平均入所人数が定員超過の月があり、また、定員超過日数が1か月の大半を占める月も多い。定員超過の状況が長期化することで、一時保護児童の心身の安定化を図るという本来の目的を達成することがより困難になってしまうと思われる。また、職員の負担も増加することで離職率の悪

化など別の問題が発生する可能性もある。

一時保護児童の定員 30 名を前提とした職員配置へ増加することが望まれるが、それと同時に児童養護施設等への一時保護委託や一時保護委託が可能な里親の登録者を増やしていくことを今以上に行っていくべきである。

(34) 一時保護所の職員（会計年度任用職員）の不足について（意見 33）

宿直補助員としての会計年度任用職員は登録者も少なく実際にシフト勤務できるものは限られているため、宿直補助のシフトが埋まらない日があり、結果として正規職員への業務負担が増加しているものと推測される。

現状のままであると正規職員の離職にもつながる可能性があり、ひいては子どものケア不足にも及ぶ可能性もある。

児童指導員として採用する正規職員と会計年度任用職員の構成比について従来のベースへ変更することで負担率を少しでも軽減できる可能性があると考え（4：4の割合を5：3に変更）。また、宿直補助員についてはシフトに確実に宿直補助員が入るようにするため、時間給単価の引き上げを行うべきである

(35) 宿直補助員の最低賃金について（意見 34）

宿直補助員に対する時間給は群馬県の最低賃金となっている。深夜は休憩時間となっているが、その前後が勤務時間となっており、賃金水準と勤務時間の関係から、宿直補助員として登録はあるものの、実際には宿直補助のシフトが埋まらず、正規職員等の負担が増えている状況があり、入所児童に十分なケアが行えない懸念がある。

このため、宿直補助員の時間給の単価引き上げを行うべきである。

(36) 職員の休暇取得状況について（意見 35）

労働基準法第 39 条第 7 項では年休 5 日取得を義務づけているが、地方公務員は適用除外となっている。

しかしながら職員の約 2 割が年次有給休暇の取得が 5 日未満という状況は一般的に考えて良い労働環境とは言えず、県としても公務能率の向上や職員の健康保持、ワークライフバランスの推進のため総労働時間の縮減を全所属へ通知している。

そうであるならば労働基準法第 39 条 7 項の適用対象外であっても積極的に年次有給休暇を取得できる体制は整備すべきと考える。

宿直補助員を採用しやすいように時間給の見直し等を行うべきである。また、5 日間の年次有給休暇の取得については努力義務ではなく義務化することも視野に入れることが望ましいと考える。

(37) 不要固定資産の処分について（指摘 2）

保健所時代から県有資産として保有している資産（エックス線フィルム自動現像機など）が児童相談所としてもそのまま重要物品として台帳管理されているが児童相談所としては不要な資産と考えられる。

資産そのものも老朽化しており、管理コスト等も踏まえると廃棄することが望ましい。

(38) 高崎市との連携について（意見 36）

高崎市では令和 7 年度を目標に児童相談所の設置を計画している。これにより、高崎市が現在の西部児童相談所の管轄からは外れることになる見込みである。

現在の西部児童相談所の敷地については現状高崎市と協議を進めているとのことであるが、隣接した空き地を含め高崎市と協議を行い有効活用すべきと考える。

また、移設する場合にも利用者の利便性だけではなく利用しやすいロケーションも含め検討することが望ましい。

(39) 児童福祉司配置基準の継続的な達成について（意見 37）

法令上で求められている児童福祉司の配置基準上の必要人数について令和 4 年度では経過措置

が撤廃され現状の人数のままでは不足することになる。本年度内に任用前講習終了により1名の任用となる予定であること、また現在2名が児童福祉司資格認定通信課程を受講中であり、令和4年度末（令和5年3月31日時点）では児童福祉司の数が基準を満たす見込みとのことである。しかしながら、あくまで見込人数であり今後、退職者や休職者が出る可能性があること、及び法の趣旨を鑑みると通年での基準人数を満たすことが必要であると考えられる。人員不足であることは承知であるが、関係部局と協議し、福祉職の採用を増やすことにより児童福祉司の有資格者を増やしていくことが望まれる。